

平成26年1月20日

三原市立宮浦中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

学校教育について、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、高度情報化社会の進展に伴い近年インターネット上への書き込み等新たないじめ問題が発生し、益々複雑化、潜在化、深刻化する傾向にある。

こうした中、学校全体としていじめ問題を正しく理解し、いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に取り組むことが必要である。

すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていくために「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

——『いじめ防止対策推進法』より抜粋——

3 いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、その特質を理解する必要がある。本校では、いじめ問題の基本認識を次のようにとらえる。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方にも大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在も問題である。

4 いじめ防止についての基本的な方針

(1) 基本理念

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為である。したがって、いじめがなく、すべての生徒が安心して学校生活が行えるように、いじめ防止のための対策を学校全体で組織的に講じる。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対してのいじめを認識したら、これを放置してはならない。先生に知らせる等の適切な措置をとること。

(3) 学校及び教職員の責務

すべての生徒が安心して学習活動等に取り組むことができるよう、保護者や地域、関係機関等と連携を取りながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

5 いじめ防止についての基本的な施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力や正しい判断力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - 世の中には色々な考えをもっている人がいることを理解させる。
 - 生命尊重の心を育てる道徳教育の充実を図る。
 - 正しい判断力(自己指導能力)を身につけさせる。
 - 進んで奉仕活動(ボランティア活動)に取組ませる。
- ・ いじめ防止の重要性を生徒に理解させるための啓発その他必要な措置を行う。
- ・ 保護者及び地域住民、関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止に資する生徒の活動の支援を行う。

(2) ITを通して行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒及び保護者に対して、ITに関する様々な危険性について啓発を行う。
- ・ 生徒の携帯電話やスマートフォン等のネット上への書き込みを全面的に禁止する。

(3) いじめの早期発見

- ・ 毎日提出させる生活ノートでの生徒と担任等のやり取りで、生徒との人間関係を構築するとともに、生徒の小さな変化やいじめのサインを受け留める。
- ・ 積極的に教育相談活動を全生徒に対して行う。
- ・ いじめに関するアンケート調査を、生徒に対して学期に1回以上、保護者に対して年間1回以上行う。
- ・ 生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

(4) 保護者や地域との連携

- ・学校行事やPTA行事を通して、学校と保護者、学校と地域との信頼関係を構築し、情報収集や指導への協力を得やすい関係を構築する。
- ・いじめ防止についての本校の取組について、情報を積極的に発信し、家庭や地域の理解を得られるように継続した啓発を行い、学校と地域、家庭が組織的に連携したり協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- ・必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携して問題の解決を図る。特に生命の危険や傷害を伴う又はその危険がある事案については、積極的に警察と連携し事態の重大化を防止する。
- ・いじめの事案については、教育委員会に報告する。

(6) いじめ防止に係る教職員の資質の向上

- ・いじめ防止に係る対策についての研修を年間計画に位置付け実施する。

(7) いじめ防止のための委員会の設置

- ・いじめ防止のための委員会を校内に設置し、原則毎週委員会を開催し、情報共有や具体的な施策等を検討し、組織的ないじめ防止を推進する。

6 いじめ防止のための委員会について

(1) 設置の目的

いじめ防止を学校全体で組織的に行うために、情報共有や具体的な施策等を検討し、いじめ防止を推進の中核とする。

(2) 設置する委員会の名称

「いじめ防止委員会」及び「拡大いじめ防止委員会」

別途に調査班と対応班を事案に応じて決める。

(3) 委員会構成メンバー

【いじめ防止委員会】

校長 教頭 生徒指導主事 保健主事 養護教諭 各学年いじめ防止担当

【拡大いじめ防止委員会】

いじめ防止委員+企画委員会メンバー（教務主任+学年主任+研究主任+教育相談担当）+特別支援教育コーディネーター+必要に応じて校長が指名する教職員

(4) 委員会の開催

- ・いじめ防止委員会は、原則、週1回開催するが、いじめ又は、いじめが疑われ場合は緊急に臨時委員会を開催する。
- ・拡大いじめ防止委員会は、基本となる方針を決めたり変更したり、重大事案が発生したとき等、必要に応じて臨時に開催する。

(5) 委員会及び委員の役割

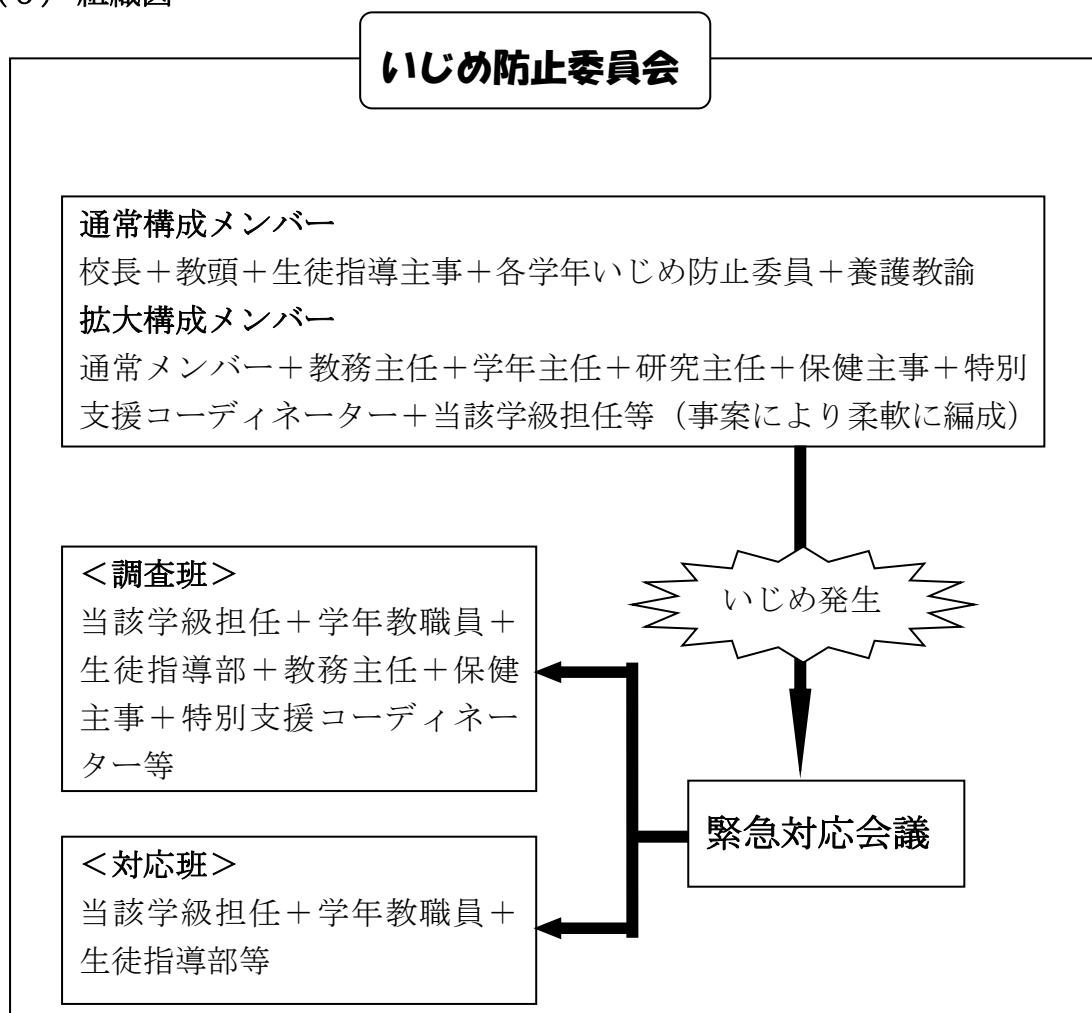
【いじめ防止委員会】

- ・ いじめに関する情報収集と情報の共有
- ・ いじめの兆候が見られる場合の具体的対策等の決定
- ・ 対策等決定事項を関係教職員へ周知と徹底
- ・ 日常の未然防止についての施策の推進とチェック

【拡大いじめ防止委員会】

- ・ いじめ防止に係る年間計画等の決定。
- ・ 基本方針等の変更
- ・ 重大な事案が発生した場合の具体的対策等の決定
- ・ 対策等決定事項を関係教職員への周知と徹底と対策の推進
- ・ 緊急集会等、不測の事態における対応
- ・ 関係機関等との連携
- ・ いじめ防止に係る対策等の進捗状況のチェック及び成果と課題の把握

(6) 組織図



8 いじめ又はいじめと疑われる事案の発生時の対応

いじめを認知した教職員は、その場で止めるとともに、いじめに係る関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、学級担任、学年主任、生徒指導主事(いじめ防止委員会)に連絡し、管理職に報告する。

(1) 正確な事実確認

- ・当事者双方、周りの生徒から聞き取りを行い、記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し正確に把握する。
- ・必要に応じて生徒アンケート等実施する。

(2) 指導体制及び方針決定

- ・指導の狙いを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会や警察等関係機関との連携を図る。

(3) 生徒に対する指導及び支援

- ・被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・(必要に応じて、カウンセラー等を活用する)
- ・加害生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・被害生徒保護者にはできるだけ即日直接会って、事実関係を伝えるとともに、学校に対する協力を求め、今後の学校の方針を説明するとともに、具体的な対策等を協議すると。
- ・加害生徒保護者に対しては、学校に招致し正確な事実関係を説明し、事の重大さを認識させるとともに、被害生徒や保護者の心情を伝え、より良い解決に向けて協力を得る。

(5) 生徒集団に対する指導等

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。(場合によっては、部活動単位での指導もある)
- ・望ましい集団作りを計画的且つ継続的に行い、いじめの傍観者からいじめを抑止する立場への転換を促す。

(6) 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合も、生徒に対して教育相談や生活ノートなどで積極的にかかわるなど、引き続き観察を継続し状況を把握する。
- ・被害及び生徒の良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり双方の成長を促す。
- ・これを契機に、より良い学級づくりの取り組みを強化する。

9 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめと疑われる原因で生徒が自殺を図った場合。
- ・いじめにより生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより生徒が相当期間（概ね1か月間以上）欠席を余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事態における対応

- ・重大事態が発生した旨を、三原市教育委員会に速やかに報告する。
- ・犯罪行為ととらえ、警察と積極的に連携する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・拡大いじめ対策委員会を中心として、全校体制で事案に対する対応及び事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も必要となる場合もある。その場合には、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- ・いじめ防止について生徒や保護者等への啓発その他必要な措置を行う。

10 生徒指導体制、教育相談体制について

【生徒指導】

(1) 方針

- ・当たり前のことが当たり前にできる生徒育成のために、総合的に取り組む。
- ・安心で安全な学校づくりのための指導を行う。
- ・研究推進とも連動しながら積極的生徒指導を行い、学力の向上を目指して学習規律の確立と授業改善の取組を推進する。

(2) 組織

- ・生徒指導委員会は次のメンバーで構成する。

校長+教頭+生徒指導主事+各学年生徒指導担当+養護教諭

- ・委員会を毎週設定し、生徒指導体制が確実に機能するようにする。
- ・必要に応じて学年会と合同で対応する。

(3) 具体的な取組

- ・「モラルを高める学習」（年間3回）を設定する。
- ・毎週火曜日に全校朝会、木曜日に学年朝会を実施し、生徒指導面から生徒に話す時間を設ける。
- ・毎朝の校門指導を各学年1名体制で実施する。

- ・下校時、校門及び校外巡回指導を実施する。
- ・掃除指導を教職員が全員掃除場所に付く形で実施する。

【心の相談活動推進委員会（兼特別支援教育推進委員会）】

(1) 方針

- ・課題のある生徒に対して、安定した学校生活が送れるように必要な支援を行う。
- ・不登校及びその傾向の生徒、発達障害又はその傾向にある生徒を中心に、全生徒へ対して特別支援教育の視点に立って組織的に取り組む。

(2) 組織

- ・心の相談活動推進委員会は次のメンバーで構成する。
校長+教頭+保健主事+特別支援教育コーディネーター+各学年教育相談担当
+不登校対策担当+養護教諭+スクールカウンセラー+心の教室相談員
- ・委員会を毎週設定し、生徒への指導方針等を決定する。
- ・学年会との緊密な連携のもと取り組みを進める。

(3) 具体的な取組

- ・不登校生徒やその傾向にある生徒の情報を共有し、具体的な取組を検討する。
- ・個人ファイルの作成や生徒理解の会の定例開催を通して、取組の継続性や教職員間の情報共有を図る。
- ・QUテスト等を実施し、人間関係等の客観的なデーターを得る。
- ・集中面接週間の設定等、生徒個々との相談活動を推進する。
- ・専門家を招聘して校内研修を行う。
- ・定例学年会等で、生徒に関するクイックミーティングを行う
- ・教室に位置づけない生徒たちが、落ち着いてに過ごせる場所を設ける。

1.1 基本方針や取組についての検証・修正等について

(1) 基本方針や取組の検証

- ・生徒アンケートや保護者アンケートを実施する。
- ・学校関係者評価委員による評価を受ける。
- ・職員研修として事例研究を行い、自校の取り組みを見直す。

(2) 基本方針や取組方法の修正

- ・いじめ防止委員からの発議をもとに、必要に応じて適宜修正を加える。
- ・重大事態発生後には、速やかに取組方法等を見直しする。
- ・年間1回以上、拡大いじめ防止委員会で修正が必要かどうか協議する。

1 2 その他

- ・ 実際の運用にあたって必要な具体的事項が生じた場合は別途定める

1 3 附則

- ・ この基本方針は、平成26年4月1日より施行する。